

岩見沢市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の 一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

従来、岩見沢市障害支援区分認定審査会の委員の任期は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する2年としていた。しかし、委員を再任することも多く、審査会の安定的な運営を図るため、同令の規定により任期を3年に延長することとし、必要な事項を条例に定める。

第2 改正の内容

同審査会の委員の任期に関する規定を追加する。

第3 施行期日

令和5年4月1日

岩見沢市条例第 6 号

岩見沢市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 23 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市障害支援区分認定審査会の委員の定数を
定める条例の一部を改正する条例

岩見沢市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例（平成 18 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名中「定数」の次に「等」を加える。

第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（審査会の委員の任期）

第 2 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 5 条第 1 項本文に規定する条例で定める期間は、3 年とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。